

信州衛星研究会 会則

(名称)

第1条 本会は信州大学を中核とする「信州衛星研究会」と称する。

2 本会の英文名は Shinshu Satellite Workshop(略称、SSWS)と称する。

(目的)

第2条 本会は、「ものづくりながの」の風土を生かし、信州大学と県内企業が中心となって信州発の衛星を研究開発すると共に、その実現を目指す諸活動を推進する。

(活動)

第3条 本会は前条の目的達成のため、長野の技術力を結集し、小型高機能衛星システム実現のため構造、電力、センサ、アクチュエータ及びミッション機器各サブシステムの研究開発を推進すると共に研究開発の成果を世界に発信し「ものづくりながの」、「自然環境風土豊かな信州」の魅力をアピールする。

具体的な活動としては、

- (1) 県内技術を結集し、信州発の「信州製人工衛星」の研究開発を推進
- (2) 分野別の詳細調査、技術検討、情報収集等を行なうワーキンググループ活動
- (3) 各種試験設備の相互活用の推進
- (4) 情報交換、研究活動成果の報告、講演会・ワークショップの開催
- (5) その他、目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 本組織は国立大学法人 信州大学を中核とし、本会の目的・活動に賛同する個人（個人会員）および企業・団体（法人会員）で組織する。

(会員)

第5条 会員は総会、講演会、ワークショップ及びワーキンググループに参加することが出来る。

2 会員は本会の目的・活動に賛同し、以下の会費を納入し、会員となる。本会費は会の運営費用、運営委員会で承認した活動費に充てる。

- (1) 個人会員 3千円/年
- (2) 法人会員 3万円/年

3 会員は研究会の役員になることが出来る。

(研究会)

第6条 研究会は目的の実現のため活動の具体的目標の設定、研究成果の公表および情報交換のため講演会、ワークショップを開催する。ただし、講演会及びワークショップは、会員内外を含め、参加を募り開催する。

- 2 研究会は定期総会を年1回以上開催すると共に講演会、ワークショップを適宜開催する。
- 3 総会は会員の過半数の出席により成立する。
- 4 総会は役員を選出する。

(役員を選出)

第7条 役員は会員の互選により選出する。

2 役員は、会長1名、副会長2名、監査1名、運営委員10名以下とする。

3 役員の任期は1年とする。再任は妨げない。

4 必要に応じて外部有識者を顧問として依頼することができる。

(運営委員会)

第8条 研究会の運営を円滑に行なうため、運営委員会を設置する。運営委員会は、定期的に開催すると共に会長、副会長又は運営委員の過半数の要請があった時は開催する。運営委員会は会長が招集する。

2 運営委員会の構成は、役員で構成する。

(ワーキンググループ)

第9条 運営委員会の承認を得てワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、参加を希望する個人会員及び法人会員の共同組織とし、グループ則にのっとり活動する。グループ則は、グループ毎に制定する。

3 ワーキンググループの研究開発作業状況は運営委員会に報告する。

(事務局)

第10条 会に事務局を置く。

2 事務局は運営委員会の指示により会員を掌握し、会費の管理、運営費用の管理、各種会議、イベントの事務を行なう。

(入退会)

第11条 本会への入会を希望する個人及び法人は、運営委員会又は事務局に連絡し、運営委員会の過半数の同意により入会する。

2 退会は、運営委員会又は事務局にその旨を連絡する。

(その他)

第12条 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、運営委員会で定める。

付則

1 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 本会則は平成24年4月1日から実施する。

平成24年12月26日改訂

3 事務局所在地

〒380-8553 長野市若里4-17-1

事務局長

中島厚(信州大学大学院理工学系研究科 教授)

Tel:026-269-5183

E-mail:anmobile@shinshu-u.ac.jp

事務局員

鈴木誠三

E-mail:ss725ss@tune.ocn.ne.jp

信州衛星研究会事務処理規定

1. 第4条の法人会員とは企業、団体、大学等（研究室単位）とする。
学生、高校生等については会員扱いとせず、研究会が行なう事業への参加を奨励する。
学生は個人会員として参加する場合は他の会員と同等の権利を有する。
2. 第6条関係に於いて、講演会、ワークショップのみに参加する非会員は有料とする。
参加費用はそのつど設定する。
3. 第5条、第6条の会費、参加費用及び寄付金は、預貯金口座を設け、管理するとともに年一回の信州衛星研究会総会に報告する。
口座への振込手数料は、会員負担とする。
4. 研究会開催費用、事務局費用（人件費、交通費、事務費等）、報告書作成費用及び資料収集費用は、会費、参加費用を持って当てる。会場等借料等は無償提供を受けることが出来る。
5. 講演会、ワークショップの招待講演等については、謝金・旅費を支給することが出来る。謝金の上限は、最高2万円とする。
6. 事務処理規定の改廃、前2項の参加費用の額は、運営委員会が取り決めることとする。
7. 本規定は、平成24年4月1日より施行する。
平成24年12月26日 改訂